



栃木県公報

令和 2 (2020) 年
9 月 8 日 (火)
第 137 号

目 次

告 示

○遊漁規則の変更	801
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	806
○道路の区域の変更	806
○道路の供用開始	807

公 告

○令和 2 (2020) 年度採石業務管理者試験の実施	807
-----------------------------	-----

告 示

栃木県告示第496号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和 2 (2020) 年 9 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 漁業権者の住所及び名称

日光市中宮祠2482番地
中禅寺湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(尾数制限) 第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。		(尾数制限) 第8条 遊漁者は、1日30尾を超えて、ます類を採捕してはならない。	
魚 種	尾 数		
組合が定めて公示する魚種	組合が定めて公示する尾数		
(遊漁料の額及び納付方法) 第9条 略		(遊漁料の額及び納付方法) 第9条 略	
2 前項の規定にかかわらず、9月19日の遊漁料は無料とし、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は同表の右欄に定める額とする。		2 前項の規定にかかわらず、9月19日の遊漁料は無料とし、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は同表の右欄に定める額とする。	

略	略	略	略
障害者（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額	障害者（障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和2(2020)年9月8日

II

1 漁業権者の住所及び名称

日光市藤原1103番地6号

おじか・きぬ漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第10号及び内共第11号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び第11号第5種共同漁業権遊漁規則（平成26年栃木県告示第32号）

(2) 変更内容

改正後			改正前		
(遊漁期間)			(遊漁期間)		
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。			第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。		
魚種	期間		魚種	期間	
略	略		略	略	
にじます	3月21日から10月31日まで（特別漁場にあつては3月21日から11月30日、小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域にあつては3月21日から組合が定めて公示する日まで）		にじます	3月21日から10月31日まで（特別漁場にあつては3月21日から11月30日_____まで）	
略	略		略	略	
(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)			(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)		
第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。			第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。		
魚種	区 域	期 間	魚種	区 域	期 間
全魚種（あゆ）	見通沢の入山沢合流地点から上流見通沢第1堰堤までの区	3月21日から9月	全魚種（あゆ）	五十里湖上流男鹿川貯砂ダム（地蔵岩えん堤）から芹沢橋	3月21日から9月

略	魚	及び 竿釣	及び川治 地 区 キャッチ アンド・ リリース 区間(11 月1日か ら組合が 定めて公 示する日 まで)を 除く区域	年	略	略	略	魚	及び 竿釣	略	年	略	略	略	
特別漁場 日釣券	雑 魚	手釣 及び 竿釣	入山沢川 及び中の 沢川の合 流点から 上流養魚 池取水口 に至る入 山沢川の 区域	1 日	3,000円	-		特別漁場 日釣券	雑 魚	手釣 及び 竿釣	入山沢川 及び中の 沢川の合 流点から 上流養魚 池取水口 に至る入 山沢川の 区域	1 日	2,700円	-	
注1・2 略 2・3 略							注1・2 略 2・3 略								

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和2(2020)年9月8日

Ⅲ

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市湯西川709番地
湯西川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
湯西川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前			
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。						(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。			
種別	魚種	区 域	期間	遊 漁 料	附加料金	魚種	期間	遊 漁 料	附加料金
河川	全	野岩鉄道	1年	3,000円	500円	全	1年	3,000円	300円

期間券	魚種 鉄橋から上流の湯西川及びその支流(五十里ダム湛水区域通称五十里湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯西川湖を除く)			
河川日釣券		1日	1,000円	500円
湖岸釣り期間券		1年	3,000円	500円
湖岸釣り日釣券		1日	1,000円	500円
湖船舶日釣り券		1日	2,000円	500円

魚種			
	1日	1,000円	300円

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、 <u>小学</u> 校児童及び中学校生徒	無料
障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 略

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学生及び肢体不自由者(身体障害者手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和2(2020)年9月8日

IV

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市川俣821番地
川俣湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。		(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁者の遊漁料_____は、 次の表のとおりとする。	
略		略	
注1・2 略		注1・2 略	
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。		2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。	
未就学の幼児、 <u>小学校児童及び中学校生徒</u>	無料	未就学の幼児 <u>及び</u> 小学校児童_____	無料
<u>障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)</u>	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額	<u>中学校生徒及び肢体不自由者(身体障害者手帳_____を提示した者に限る。)</u>	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
3 略		3 略	

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2(2020)年9月8日

(農村振興課)

栃木県告示第497号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
赤沼用水土地改良区	赤沼用水地区土地改良(維持管理)事業	令和2(2020)年8月26日

(農地整備課)

栃木県告示第498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年9月8日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道
路線名 一般県道 赤岩足利線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
79	前	足利市福居町815-4 から 足利市福居町819-4 まで	8.7～12.5	124.1	
	後	足利市福居町815-4 から 足利市福居町819-4 まで	8.7～12.5	124.1	

栃木県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年9月8日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
79	一般県道 赤岩足利線	足利市福居町815-4 から 足利市福居町819-4 まで	令和2(2020)年 9月8日

(道路保全課)

公 告

○令和2(2020)年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和2(2020)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

1 試験日時

令和2(2020)年11月13日(金)

午前10時から正午まで(120分)

2 試験場所

栃木県庁北別館401会議室

宇都宮市戸祭元町1番25号

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

(2) 願書受付期間

令和2(2020)年10月6日(火)から同月21日(水)まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙8,100円分（受験願書に貼ること。）

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当(本館6階)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 電話028(623)3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表日時

令和2(2020)年11月30日(月)午前10時

イ 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

また、産業労働観光部工業振興課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

エ 試験結果の開示

(ア) 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

(イ) 開示方法

受験票により本人であることを確認後、工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。

(ウ) 開示期間

合格発表日から令和3(2021)年1月4日(月)まで。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(7) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに県ホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒(送付先住所及び氏名を明記すること。)を同封の上、請求すること。

(工業振興課)